

下瀬谷地域ケアプラザ通所介護事業所における送迎車用ファイルの紛失について

1 概要

下瀬谷地域ケアプラザ（瀬谷区下瀬谷 2-44-6、指定管理者：社会福祉法人 同塵会）において、通所介護送迎時に使用する送迎車用ファイル1冊（139人分）を紛失しました。ファイルは直後に通行人により地域ケアプラザ裏の路上で発見され、警察に届けられていたため、回収に至りました。

2 紛失したファイルに含まれる個人情報

個人情報：通所介護送迎を12月12日～19日に利用する全139人分の住所、氏名、電話番号、送迎にあたっての注意事項

3 経過

○平成29年12月19日（火）

- ・15時30分頃 A職員が、ケアプラザ駐車場で、自分の担当するX送迎車のファイルをY送迎車の屋根の上に乗せ、Y送迎車の利用者の車への乗りこみの手伝いをする。
- ・15時45分頃 Y送迎車が出発する。
A職員が、X送迎車で送迎に出発しようとしたところ、ファイルがないことに気が付いたが、所内にあると思い報告せず出発する。
- ・16時00分頃 ファイルが地域ケアプラザ裏のY送迎車の通行路である路上で通行人に発見され、警察に届けられる。
- ・17時00分頃 A職員は送迎が終わり、定時で退所する。
- ・17時45分頃 B職員が、保管場所に本来11冊（送迎車7台分プラス予備4部）あるべきファイルが1冊不足していることに気付き、所長に報告する。
C職員がA職員に連絡を取り経緯を確認するとともに、所内及び送迎ルートの路上を捜索するも、発見に至らず。
- ・21時10分頃 所長が瀬谷区福祉保健課へ概要と経過の報告を入れる。X及びY送迎車に乗車した利用者8名にファイルの有無についての確認及び紛失の事実を伝え謝罪を行う。

○平成29年12月20日（水）

- ・10時00分頃 所長が瀬谷区福祉保健課に来庁し、本件の詳細と経過を報告。
- ・10時30分頃 所長が、瀬谷警察署に遺失物届を提出したところ、既に届け出がありファイルを回収する。

○平成29年12月20日（水）～平成29年12月22日（金）

- ・利用者全員に対し、ケアプラザから事故経過の報告と謝罪を行う。

4 発生原因

下瀬谷地域ケアプラザで定めている「個人情報保護マニュアル」に規定している、個人情報の持ち出しの禁止が徹底されていませんでした。また、個人情報を持ち出すことの危険性について、十分な認識がありませんでした。

5 再発防止策

(1) 下瀬谷地域ケアプラザ

「個人情報保護マニュアル」の改定を検討します。また、送迎を担当する職員は、ファイルの持ち出しはせずに、必要な情報を地域ケアプラザ内で確認するようにします。

全職員に事例を共有し、個人情報の取り扱いに対する指導を行い、再発防止を徹底します。

(2) 瀬谷区役所

下瀬谷地域ケアプラザに対し、個人情報の管理の徹底を指示し、再発防止に向けた研修を行うよう指導しました。また、区内のケアプラザと今回の事例を共有し、全職員への注意喚起を要請しました。

お問合せ先

横浜市下瀬谷地域ケアプラザ所長	仁平 不二雄	Tel 045-304-1291
瀬谷区福祉保健課長	野田 晴子	Tel 045-367-5741